令 和 4 年 5 月 9 日
かずさ水道広域連合企業団
電 話　0438-38-4605

（第 1988 報）かずさ水道広域連合企業団水道水等における放射性物質の測定について

かずさ水道広域連合企業団において、令和４年５月２日に採取した原水及び浄水には、放射性セシウムは検出されませんでした。

1　測定結果　（単位：Bq（ベクレル）/kg）

採取日	項目		原水	浄水	
			大寺浄水場 取水口	大寺浄水場	十日市場浄水場
令和４年 ５月２日	放射性 セシウム	Cs-134	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.6)	不検出 (検出限界値 0.7)
		Cs-137	不検出 (検出限界値 0.7)	不検出 (検出限界値 0.5)	不検出 (検出限界値 0.8)
		合計	不検出	不検出	不検出

測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 CANBERRA 社製 GC2018
測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

※1　水道水中の放射性物質に係る目標値（平成 24 年 3 月 5 日付け厚生労働省健康局水道課長通知より）
・放射性セシウム(セシウム 134 及び 137 の合計)（飲料水） 10Bq/kg
2　摂取制限及び解除の目安（平成 24 年 3 月 5 日付け厚生労働省健康局水道課長通知より）
①　摂取制限の目安
・１回の検査であっても目標値を著しく上回る等、その水道水を継続して飲用することによって WHO 飲料水水質ガイドラインの個別線量基準である 0.1mSv を超えるおそれのある場合
・水道施設の点検・整備や複数回の放射能検査によっても、なお長期間目標値を超過することが見込まれる場合。
②　摂取制限の解除の目安
目標値超過の原因が明らかとなり、それが回復したことが放射能濃度等で確認された場合。
3　「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動します。また、「不検出」とは、検出限界値を下回っていることを示しています。

県企業局　http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/

県水政課　http://www.pref.chiba.lg.jp/suisei/

県大気保全課　http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/index-sokutei.html